熊本市・植木町 合併協議会だより

第6回　熊本市・植木町合併協議会が開催されました

とき　平成21年4月20日（月）　午前10時～
ところ　植木町生涯学習センター　2階「多目的ホール」

第6回協議会では、報告事項として4月13日に開催された第4回議員専門部会の審議内容について報告がありました。また、第5回協議会で提案された「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」など9件について協議を行い、原案のとおり承認されました。

なお、「合併の期日」など12件について提案され、第7回協議会で採決されます。

【報告事項】

■第4回議員専門部会報告

○「**協議第2号　合併の期日**」については、「平成22年3月23日とする。」ことが承認されました。

○「**協議第8号　地域自治組織等の取扱い**」については、植木町合併特例区の規約（案）について原案どおり承認されました。

○「**協議第11号　合併市町村基本計画**」については、事務局から素案の説明を受け、それぞれ持ち帰って検討を行うことになりました。

【協議項目】

■協議第7号　農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。

1　農業委員会の委員の任期の取扱いについて、現行のとおり継続する。
2　農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数の取扱いについて、現行のとおり継続する。

■協議第8号　地域自治組織等の取扱いについて（その1）

合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。
設置する地域自治組織は「合併特例区」とし、その名称は「植木町」とする。
設置期間は、合併の日から5年間とする。

■協議第10号　一般職の職員の身分の取扱いについて

合併時に在職する植木町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統一する。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

■協議第12号　一部事務組合等の取扱いについて

○「**山鹿植木広域行政事務組合**」については、「植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、植木町域に係るごみ処理に関する事務、消防に関する事務、ふるさと市町村圏計画に関する事務及びし尿処理に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。期間、その他必要な事項については、今後協議する。」

○「**熊本県市町村総合事務組合**」については、「植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。」

○「**熊本県後期高齢者医療広域連合**」については、「植木町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、熊本市において、引き続き継続加入する。」

○植木町に係る熊本県への「**事務の委託**」については、「合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。」

■協議第16号　総務関係事業について（その2）

植木町域にかかる「**常備消防**」については、「合併の日から当分の間、新市が新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。山鹿植木広域行政事務組合から脱退した際に、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。」

■協議第21号　環境保全関係事業について（その2）

「**廃棄物の処理及び清掃**」「**ごみ収集事業**」については、「一部事務組合に加入している間は現行のとおり継続し、脱退後、熊本市の例により統一する。」

■協議第22号　経済振興関係事業について（その1-1）（その2）

○「**中心市街地活性化対策事業**」については、「現行のとおり継続する。」

○「**農業委員会あっせん基準**」については、「それぞれの区域に農業委員会が設置されている間は、各農業委員会において現行のあっせん基準の設定を存続させる。」

■協議第23号　都市建設関係事業について（その2）

「**土地区画整理事業**」については、「植木土地区画整理施行区域（計画区域）のうち着手部分（植木中央土地区画整理施行地区）については、現行制度を存続する。また、未着手部分については、区域の再編・事業手法の見直しを含む総合的計画調査を新市において行った上で整備する。」

■協議第27号　政令指定都市移行に関する事項について（その1）

○合併時は、「**植木都市計画区域**」を「現行のまま引き継ぎ、区域区分（線引き）は行わないものとする。合併後に政令指定都市に移行したのち、都市計画法に基づき区域区分の指定が行われることとなる。」

○「**市街化調整区域における開発等**」については、「地区計画制度や都市計画法第34条に基づく許可等、地域の実情に応じた適切な運用を行う。」

○『線引きと同時に「**集落内開発制度**」の適用を行う。なお、集落内開発制度の制度設計にあたっては、植木地域の集落の特性を考慮して作成する。』

○「**線引きや開発制度**」については、「住民に対して、わかりやすく丁寧な説明を行い、制度の周知を図っていく。」

以上のことが承認されました。

第4号
2009.6

編集・発行　熊本市・植木町合併協議会事務局
〒860-8601　熊本市手取本町1番1号
（熊本市役所政令指定都市推進室内）
Tel　096-328-2067　Fax　096-323-3060
E-mail　kumamoto-ueki@ari.bbiq.jp

▽第6回協議会で承認された両市町の主な制度比較

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>熊本市</th><th>植木町</th></tr>
<tr><td rowspan="3">農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い</td><td colspan="3">○農業委員会については、法律により一定の要件を超えた場合、2以上置くことができるとされ、現在、熊本市と富合町の2つの農業委員会がある。
○政令指定都市になった場合、法律により原則、行政区(区役所)ごとに置くとされている。</td></tr>
<tr><td>委員の任期</td><td>○平成20年7月20日
～平成23年7月19日</td><td>○平成21年3月30日
～平成24年3月29日</td></tr>
<tr><td>選挙区及び選挙区の委員の定数</td><td>○熊本市農業委員会
選挙委員の定数　40名
選挙区　市内を9選挙区に分割
○富合町農業委員会
選挙委員の定数　16名
選挙区　旧富合町の全域</td><td>○植木町農業委員会
選挙委員の定数　15名
選挙区　町全域</td></tr>
<tr><td>地域自治組織等の取扱い</td><td colspan="3">合併特例区とは、
①住民の声が届きにくくなる。
②市の周辺部になることにより取り残される。
③地域の個性や伝統が失われる。
など、合併で心配される事柄に対応するため、合併後の一定期間、その地域の住民の意見を反映させるために設置される特別地方公共団体のこと。
特別職の区長、特例区協議会を置き、規約で定められた事務を自らの事務として処理するとともに、新市基本計画の進行管理等を行う。
また、独自の予算編成権がある。</td></tr>
<tr><td>一部事務組合等の取扱い</td><td colspan="3">以下の事務を共同処理するため、植木町は山鹿市と「山鹿植木広域行政事務組合」を設立している。
①ごみ処理に関する事務(焼却・埋立・リサイクル施設)
②消防に関する事務(常備消防)
③ふるさと市町村圏計画に関する事務
④し尿処理に関する事務　など</td></tr>
<tr><td>総務関係事業</td><td>常備消防</td><td>熊本市消防局
○熊本市消防本部
○消防署　3署
(中央、西、健軍)
○消防出張所　13出張所
(清水、楠、北部、島崎、田崎、小島、川尻、河内、飽田・天明、出水、託麻、小山、平田)
○その他庁舎　2か所
(池田、南熊本)</td><td>山鹿植木広域行政事務組合
○山鹿植木広域消防本部
(山鹿市)
○消防署　2署
(山鹿、植木)
○分署　2分署
(東(鹿本)、鹿北)
※植木消防署
植木町の全域および山鹿市鹿央町の一部</td></tr>
<tr><td rowspan="2">環境保全関係事業</td><td>廃棄物の処理及び清掃</td><td>○可燃ごみ収集運搬　週2回
○不燃ごみ収集運搬　月2回
○資源物など収集運搬
・紙類　週1回
・資源物　月2回
・ペットボトル　月2回
○大型ごみ収集運搬
戸別収集</td><td>○可燃ごみ収集運搬　週2回
○不燃ごみ収集運搬　月1回
○資源物など収集運搬　月2回
植木町役場のみ　週1回
○粗大ごみ　月1回</td></tr>
<tr><td>ごみ収集事業</td><td>○家庭ごみ用のごみ袋
・透明ポリ袋(市販のもの)
※平成21年10月1日より
<table>
<tr><th></th><th>容量(1枚)</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">燃やすごみを市の定期の収集により処分するとき</td><td>特小袋(容量5ℓ相当)</td><td>4円</td></tr>
<tr><td>小袋(容量15ℓ相当)</td><td>12円</td></tr>
<tr><td>中袋(容量30ℓ相当)</td><td>23円</td></tr>
<tr><td>大袋(容量45ℓ相当)</td><td>35円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき</td><td>小袋(容量15ℓ相当)</td><td>12円</td></tr>
<tr><td>中袋(容量30ℓ相当)</td><td>23円</td></tr>
<tr><td>大袋(容量45ℓ相当)</td><td>35円</td></tr>
</table>
○資源物など分別(11品目)
びん・缶、なべ類、古着類、自転車、乾電池、ペットボトル、紙(新聞紙、チラシ、ダンボール、その他紙)、白色トレー、紙パック(拠点回収)
※平成21年10月1日より
食用油、蛍光管、乾燥生ごみ
※平成22年10月1日予定
プラスチック製容器包装</td><td>○家庭ごみ用のごみ袋
<table>
<tr><th></th><th>容量</th><th>1ケース</th><th>1袋</th></tr>
<tr><td rowspan="3">可燃物</td><td>小18ℓ</td><td>4,500円</td><td>240円</td></tr>
<tr><td>中30ℓ</td><td>5,200円</td><td>270円</td></tr>
<tr><td>大45ℓ</td><td>6,600円</td><td>330円</td></tr>
</table>
1ケース　1袋20枚入りが25袋で総計500枚
<table>
<tr><th></th><th>容量</th><th>1ケース</th><th>1袋</th></tr>
<tr><td rowspan="3">不燃物</td><td>小18ℓ</td><td>3,300円</td><td>280円</td></tr>
<tr><td>中30ℓ</td><td>4,000円</td><td>320円</td></tr>
<tr><td>大45ℓ</td><td>5,000円</td><td>390円</td></tr>
</table>
1ケース　1袋20枚入りが15袋で総計300枚
○資源物など分別(14品目)
びん・缶、古着類、金物類、自転車、乾電池、蛍光灯、ペットボトル、紙(新聞紙、チラシ、ダンボール、その他紙)、白色トレー、紙パック</td></tr>
<tr><td>経済振興関係事業</td><td>農業委員会あっせん基準</td><td colspan="2">農業者の農業経営規模拡大や農地の集団化を促進するため、農業委員会ごとに、農業振興地域内の農用地の売買・交換などの権利移動についての「農地移動適正化あっせん基準」を定めている。</td></tr>
<tr><td>都市建設関係事業</td><td>土地区画整理事業</td><td>熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業
○地区名　熊本駅西地区
○施行者　熊本市
○施行面積　18.1ha
○施行期間
平成13年度～28年度</td><td>植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業(着手部分)
○地区名　植木中央地区
○施行者　植木町
○施行面積　17.5ha
○施行期間
平成11年度～30年度
※植木土地区画整理施行区域
(計画区域)　90.8ha
(未着手部分　73.3ha)</td></tr>
</table>

市街化調整区域における開発などについて

熊本市と植木町が合併し新市が政令指定都市に移行した場合、市街化区域・市街化調整区域の区域区分(線引き)が必須となるため、非線引きの植木町域においても県により線引きが行われます。

○市街化調整区域における開発など

市街化調整区域においては、建築や開発行為が制限されますが、次のような場合には可能となります。

1　現在建っている建物について、同じ用途・規模の建替え
- 延床面積が、1.5倍まで可能。
- 個人住宅は1.5倍か200㎡以内まで可能。
- 建ぺい率40%・容積率80%以内まで可能。

2　線引き前に農地転用の許可を受けていた場合、線引きから6か月以内に「既存権利届出書」を熊本市長へ提出すれば、5年以内に完了することを条件に建築・開発が可能。

3　農家住宅および農業用の建築物

4　分家住宅、社会福祉施設、日用品店舗など(都市計画法第34条に該当するもの)の建築

(日用品店舗などの例)
- 小売店
- 一般飲食店
- 専門サービス店
- その他

5　温泉施設について、都市計画法第34条第2号(鉱物資源、観光資源などの有効な利用上必要な建築物など)の適用地区の指定を行うことにより、地区内は現在と同様な建築が可能。

6　都市計画法第34条第9号により、ドライブイン・ガソリンスタンドなどの建築ができる主要幹線道路の指定について検討。

(熊本市の主要幹線道路の主な指定路線)

[国道]3号(北バイパス)、57号(東バイパス)

[主要地方道]熊本田原坂線、熊本益城大津線(第2空港線)

[一般県道]熊本空港線(第1空港線)

7　大規模開発について、都市計画審議会にかけて地区計画の都市計画決定がされた場合、開発許可の対象。

8　市街化調整区域内の集落について、区域を指定し一定の開発を認める集落内開発制度を導入。

現在、熊本市において、平成21年度内の条例制定に向け、熊本県の条例を基に制度設計を行っています。

導入にあたっては、住民の意見を聴きながら、地域の実情にあった制度となるように十分に検討を重ねていく予定。

【提案項目（主なもの）】

■協議第2号　合併の期日について

平成22年3月23日とする。

■協議第5号　財産及び債務の取扱いについて

植木町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。

ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、植木地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

■協議第8号　地域自組織等の取扱いについて（その2）

植木町合併特例区の規約について、別紙（案）のとおり提案する。

■協議第11号　合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画については、別添のとおりとする。

■協議第16号　総務関係事業について（その3）

○**「事務組織及び機構」**については、「合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。植木町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる。」

○**「入札事務（工事関係）」**については、「5年間は植木町の現行制度を存続する。ただし、指名参加願い及び資格審査（工事関係）については、熊本市の例に統一する。」

■協議第20号　子ども未来関係事業について（その2）

「乳幼児医療費助成」については、「熊本市の例に統一する。ただし、植木町の自己負担に関する制度（自己負担なし）については、当分の間現行のとおりとする。」

■協議第22号　経済振興関係事業について（その3）

○**「適正化事業及び基幹水利施設ストックマネージメント事業」**については、「熊本市の例に統一する。ただし、植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、農業用用排水路等の適正化事業については、現行のとおり引き継ぎ、地元負担率は熊本市の例による。」

○**「農業集落排水使用料」**については、「植木町において料金体系の見直しを行い、新市に引き継ぐ。」

○**「土地改良区運営費補助金」**については、「5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。」

○**「商工会補助金」**については、「5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。」

■協議第23号　都市計画関係事業について（その3）

○**「市（町）営住宅使用料の算定」**について、「熊本市の例に統一する。ただし、植木地域における住宅使用料（家賃）については、合併後に建替え等が行われるまでの間、団地毎に利便性係数で調整する。また、小集落改良住宅については、当分の間現行制度を存続する。」

○**「市道の整備（新設・改良）」**について、「用地取得については5年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。」

■協議第27号　政令指定都市移行に関する事項について（その2）

区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス（諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス）業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のまちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は、本協議会として、植木町役場庁舎とする。

行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。

以上のことが提案されました。

▽第6回協議会で提案された両市町の主な制度比較

<table>
<tr><th>区　分</th><th>熊本市</th><th>植木町</th></tr>
<tr><td>合併の期日</td><td colspan="2">合併特例法の期限が平成22年3月31日までであり、電算システムの統合に必要な連休があることから平成22年3月23日と提案された。</td></tr>
<tr><td>地域自治組織等の取扱い</td><td colspan="2">植木町合併特例区規約（案）主なもの
○設置期間　合併の日から5年間
○処理する事務
・区域内におけるコミュニティ関連施策
・区域内における地域振興イベント並びに文化および伝統の継承
・区域内における観光振興に関連する事業
・公の施設の設置および管理
○区長および協議会の構成員
・任期　2年（熊本市長が選任）
・協議会の構成員　16人以内</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>熊本市</th><th>植木町</th></tr>
<tr><td rowspan="2">総務関係事業</td><td>事務組織及び機構</td><td colspan="2">合併後、現植木町役場に植木総合支所（仮称）を設置
○総務企画・まちづくり・都市計画・市民生活・税務・子育て支援・健康福祉・産業振興・建設部門および上下水道部門、植木病院、合併特例区を基本として、事務分担などを検討中。</td></tr>
<tr><td>入札事務、指名参加願い及び資格審査（工事関係）</td><td>入札事務
○入札は電子入札システム
○予定価格1千万円以上の案件は条件付一般競争入札</td><td>入札事務
○入札は指名競争入札
○予定価格130万円以下の案件は随意契約も可能</td></tr>
<tr><td>子ども未来関係事業</td><td>乳幼児医療費助成</td><td>○対象者
熊本市に住んでいる乳幼児
○自己負担
<table><tr><th>保険診療内容</th><th>無料</th><th>500円負担</th></tr><tr><td>医科</td><td>2歳まで</td><td>3歳から就学前まで</td></tr><tr><td>歯科</td><td>4歳まで</td><td>5歳から就学前まで</td></tr><tr><td>保険薬局</td><td>就学前まで</td><td></td></tr></table>※500円負担
1医療機関ごとに1か月につき
（入院・通院別、旧総合病院では科目ごと）</td><td>○対象者
植木町に住んでいる乳幼児（満6歳に達する日以後最初の3月31日まで）
○自己負担
なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経済振興関係事業</td><td>適正化事業及び基幹水利施設ストックマネージメント事業</td><td>揚水機場、頭首工、農業用用排水路など
○負担率
国30%・県30%・地元14%・連合会5%・市21%</td><td>揚水機場、頭首工、農業用用排水路など
○負担率
国30%・県30%・地元35%・連合会5%・町0%
※植木町では、用水ポンプ場の改築などについて、町が事業主体となって実施している。
（H21以降　5か所実施予定）</td></tr>
<tr><td>農業集落排水使用料</td><td>実施なし
※参考（公共下水道）
使用料金
○水道水（例）20㎥2,240円
○井戸水　1世帯 1,700円</td><td>使用料金（消費税含む）
○基本料金（一世帯あたり）
2,100円
＋
○超過料金（人員割）
950円×世帯人員数</td></tr>
<tr><td rowspan="2">都市建設関係事業</td><td>市（町）営住宅使用料の算定</td><td>使用料（家賃）
○家賃=家賃算定基礎額
×市町村立地係数(0.95)
×規模係数
×経過年数係数
×利便性係数
※合併することにより、立地係数が0.25上がるため、家賃の上がる分を利便性係数で調整する。</td><td>使用料（家賃）
○家賃=家賃算定基礎額
×市町村立地係数(0.70)
×規模係数
×経過年数係数
×利便性係数</td></tr>
<tr><td>市道の整備（新設・改良）</td><td colspan="2">地元の自治会などの要望に基づく道路改良について、道路用地の取得方法は、熊本市は寄付、植木町は買収の方式をとっている。</td></tr>
</table>

区役所の位置の決定までの流れ

政令指定都市の区域（合併の枠組み）の決定後直ちに

↓

「行政区画等審議会（※）」の設置
合併協議会での協議結果の報告
｛①行政区画編成 ②区役所の位置 ③行政区の名称｝

↓

パブリック・コメントなどによる住民意見の聴取

（先行事例では約4か月）

↓

区割り、区役所の位置の決定
区名の決定 に市民に対する意向調査などを行う場合には約1年間の期間が必要

↓

区役所の位置、名称、所管区域などに関する条例の制定
区役所の新設、増設などの作業

↓

政令指定都市移行、区及び区役所の設置

※「行政区画等審議会」とは、上記①～③などを具体的に審議するため、学識経験者や市民代表、行政関係者などで構成する市長の諮問機関（附属機関）

熊本市・植木町新市基本計画(案)

計画の策定方針

◆計画策定の趣旨
熊本市と植木町による合併後の新市のさらなる飛躍を目指し、新市政の円滑な運営を確保するとともに、新市の均衡ある発展を図ることを目的として策定します。

◆計画の対象地域
現植木町の地域を中心とします。

◆計画の構成
「まちづくりの基本方針」「新市の施策」「基本計画の推進に向けて」「公共的施設の適正配置・整備」及び「財政計画」を中心に構成します。

◆計画の期間
合併期日の属する年度から10か年度とします。

めざすまちの姿

近代日本の夜明け、日本一のすいか、癒しの温泉…
歴史とロマンにあふれ、さまざまな魅力で人々をいざない

未来へ発展する新市の北の拠点

まちづくりの基本方針

1 健康で、いきいきと安心して暮らせる癒しのまちづくり
- ①保健・医療の拠点施設の機能充実
- ②地域福祉の充実
- ③子育て環境の充実
- ④自然環境の保全
- ⑤体力・健康づくり拠点の計画的な整備
- ⑥コミュニティバスの運行検討
- ⑦教育環境の充実
- ⑧地域コミュニティセンターを核とした地域コミュニティづくり

2 新市の北の拠点にふさわしい交流のまちづくり
- ①広域道路ネットワークの整備
- ②企業立地の推進

3 人々が集いにぎわう、活気あふれるまちづくり
- ①中心市街地の活性化
- ②現植木町役場とJR植木駅との連携強化と交通アクセスの充実

4 歴史とロマン、すいかや温泉など、植木ならではの魅力あふれるまちづくり
- ①「植木すいか」など地域ブランドの確立と情報の発信
- ②新たな観光ルートのPRや観光資源の魅力向上などによる観光振興

熊本市と植木町の人口・世帯数の比較

	熊本市	植木町
人口	677,375人	30,724人
世帯	281,286世帯	10,645世帯
	(平成21年4月1日推計人口)	(平成21年3月末現在)

※詳しくは、合併協議会ホームページをご覧ください。
http://www.kumamoto-ueki.jp/